# 入札公告等の概要(参考)

本資料は、本工事の入札公告に示した条件の概要や工事内容をお知らせするための参考資料であり、契約図書の一部ではありません。

本工事の詳細な内容に関しては、公告文、設計図書及び現場説明書等をご覧ください。

工事名	金沢広坂合同庁舎(18)建具改修工事(電子入札対象案件)
競争参加資格	(1) 建築工事C等級の認定を受けていること。
	(2) 建設業の許可を受けた者で、石川県内に「建築工事業」を有する 本店があること。
工事場所	石川県金沢市広坂2-2-60
工事内容	本工事は、次に掲げる建築工事を施工するものである。 建物用途 庁舎
	構造・階数 鉄筋コンクリート造 地上8階地下1階建
	建物規模 延べ面積17,083㎡
	工事種目  外壁改修、建具改修、塗装改修、植栽
	主な内容 既存庁舎の建具改修工事
工期	工事の始期から160日間 (ただし、平成31年4月8日(月)(工事着手期限)までに工事を開始する こと。なお、工事の開始とは工事の始期を言う。)
入札契約方式	一般競争入札(標準型)
落札方式	施工体制確認型総合評価落札方式(施工能力評価型Ⅱ型)
公告日	平成31年1月11日(金)
申請書及び資料の 受付期間	平成31年1月25日(金) 9時00分から17時00分及び 平成31年1月28日(月) 9時00分から12時00分
入札書提出期限	平成31年2月19日(火)13時00分
開札日	平成31年2月21日(木)11時00分
工事の実施形態	・週休2日の取り組みを希望することができる工事(受注者希望方式)の 試行工事 ・専任指導者を配置することができる試行工事 ・工事関係図書の徹底した簡素化を図る試行工事

#### 「金沢広坂合同庁舎(18)建具改修工事」の概要(参考)

本資料は、本工事の概要をお知らせするための参考資料であり、契約図書の一部ではありません。本工事の詳細な内容に関しては、図面及び現場説明書等をご覧ください。

# 1. 工事の概要

本工事は、金沢広坂合同庁舎(石川県金沢市広坂 2-2-60)において、建具改修等を行う 工事です。

# (1)主な工事内容

・既存庁舎 鉄筋コンクリート造 地上8階地下1階建て

改修一式

建築面積 2,995.00㎡ (建築基準法による)

延床面積 17,083.32㎡ (国有財産法による)

工事種目 外壁改修工事、建具改修工事、塗装改修工事、植栽工事

## (2)施工条件明示

- ・工事の施工時間は標準仕様書「1.3.5 施工条件」のとおりとします。
- ・庁舎は工事期間中も通常業務を行っています。
- ・平日の工事を予定していますが、業務等へ支障を与える作業は事前に監督職員と協議することとしています。なお、休日に作業を行う場合があります。
- ・その他、仮設、作業範囲等を明示しています。
- →入札公告に添付する図面、現場説明書を参照してください。

#### 2. 実勢価格や現場の実態を踏まえた積算、施工条件等の円滑な変更協議等

本工事において、以下の取組を実施しています。

### (1)実勢価格や現場の実態を踏まえた積算

·予定価格の算出にあたり、実勢価格や現場実態を的確に反映した単価·価格を設定しています。

#### (2)施工条件等の変更にかかる円滑な協議

・施工計画の立案にあたり新たに必要となった調査、工事施工に関して発生した条件等について、監督職員と協議した結果、請負代金額の変更が必要と判断された内容について設計変更の対象とします。

### (3)工事関係図書等の効率化

・本工事は、受発注者相互の業務の効率化と品質向上を目的とし、「工事関係図書等の

効率化」行う工事です。工事関係資料の重複提出を避けるとともに、真に必要な最小限の工事関係図書等の作成及び管理を重点的に行うこととし、効率化できる書類について 監督職員と協議した上で書類作成等を実施することとします。

・工事関係書類一覧表は北陸地方整備局営繕部ホームページ(下記のURL)に公表しており、ダウンロードが可能です。

( http://www.hrr.mlit.go.jp/eizen/index.html )

## (4)主任技術者又は監理技術者の専任、現場代理人の常駐の扱いについて

- ・請負契約締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入 又は仮設工事等が開始されるまでの期間)、工場製作のみが行われる期間、検査終了 後の期間等においては、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主 任技術者又は監理技術者の専任が不要です。
- ・これらの期間において、発注者との連絡体制が確保されると発注者が認める場合は、工事現場における現場代理人の常駐は不要です。
- ・専任を要しない場合は、主任技術者又は監理技術者は他で契約されている工事等(専任を要しないものに限る)と兼務することが可能です。